第三章　避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置等

第一節　福島復興再生計画に基づく土地改良法等の特例等

第九条第一項中「避難解除等区域復興再生計画（第七条第二項第四号」を「認定福島復興再生計画（第七条第三項第二号」に改める。

第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項及び第十六条第一項中「避難解除等区域復興再生計画」を「認定福島復興再生計画」に改める。

第十七条第一項中「避難解除等区域復興再生計画（第七条第二項第五号」を「認定福島復興再生計画（第七条第三項第三号」に改める。

第三章第五節の節名中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改める。

第四十四条の十四の見出しを「（帰還・移住等環境整備推進法人の指定）」に改め、同条第一項中「帰還環境整備の」を「帰還・移住等環境整備の」に、「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改める。

第四十八条の十五第一号中「帰還環境整備」を「帰還・移住等環境整備」に改め、同条第二号イ中「避難解除等区域復興再生計画に第七条第二項第三号から第五号まで」を「認定福島復興再生計画に第七条第三項第一号から第三号まで」に改め、同号ハ中「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に改め、同条第五号から第七号までの規定中「帰還環境整備」を「帰還・移住等環境整備」に改める。

第三章第五節を同章第八節とする。

第四十八条の二第一項及び第四十八条の三第七項中「以下「」を「以下この節において「」に改める。

第四十八条の五第三項中「準則」の下に「。第八十九条の五第三項において同じ。」を加える。

第四十八条の六第一項中「この条において」を削り、「この項」の下に「及び第八十九条の六第一項」を、「退職をいう」の下に「。第八十九条の六第一項において同じ」を加える。

第四十八条の八の見出し中「国家公務員共済組合法」を「国共済法」に改め、同条中「この法律」を「この節」に、「国家公務員共済組合法」を「国共済法」に改める。

第四十八条の十第三項中「含む」の下に「。第八十九条の十第三項において同じ」を加える。

第四十八条の十二中「この法律」を「この節」に改める。

第三章第四節を同章第七節とする。

第四十一条中「若しくは復興交付金」を削る。

第四十五条第一項中「共同して」の下に「、認定福島復興再生計画に即して」を加え、同条第二項第三号ロ中「（昭和三十三年法律第八十一号）」を削る。

第四十八条を次のように改める。

（地方公共団体への援助等の規定等の準用）

第四十八条　第三十五条から第三十五条の三までの規定は、生活拠点形成交付金について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「避難指示・解除区域市町村等」とあるのは「第四十六条第一項に規定する福島県等（以下「福島県等」という。）」と、同条第二項及び第三十五条の三中「避難指示・解除区域市町村等」とあるのは「福島県等」と、第三十五条の二中「」は、帰還・移住等環境整備事業計画」とあるのは「」は、第四十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画（以下「生活拠点形成事業計画」という。）」と、「確定は、帰還・移住等環境整備事業計画」とあるのは「確定は、生活拠点形成事業計画」と、第三十五条の三第一項中「帰還・移住等環境整備事業計画」とあるのは「生活拠点形成事業計画」と、「帰還・移住等環境整備交付金事業等」とあるのは「第四十六条第一項に規定する生活拠点形成交付金事業等」と読み替えるものとする。

第三章第三節を同章第六節とする。

第三章第二節の節名中「帰還」の下に「及び移住等」を加える。

第二十九条第一項中「帰還環境整備交付金（次項において「帰還環境整備交付金」という。）若しくは東日本大震災復興特別区域法第七十八条第三項に規定する復興交付金（以下「復興交付金」を「帰還・移住等環境整備交付金（次項において「帰還・移住等環境整備交付金」に改め、同条第二項中「帰還環境整備交付金若しくは復興交付金」を「帰還・移住等環境整備交付金」に改める。

第三十二条第一項及び第三項第一号中「再建」の下に「並びに移住等」を加え、同項第二号中「避難解除等区域復興再生計画（」を「認定福島復興再生計画（第七条第二項第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）（」に、「、避難解除等区域復興再生計画」を「、認定福島復興再生計画（同号及び同項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）」に改める。

第三章第二節第三款の款名中「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に改める。

第三十三条の見出しを「（帰還・移住等環境整備事業計画の作成等）」に改め、同条第一項中「次項第二号ヘ」を「次項第二号ト」に、「住民の帰還」を「認定福島復興再生計画に即して（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、認定福島復興再生計画に即するとともに、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に適合して）、住民の帰還及び移住等（特定市町村の区域における事業にあっては、住民の帰還）に、「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に改め、同条第二項中「帰還環境整備事業計画には」を「帰還・移住等環境整備事業計画には」に改め、同項第一号中「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に改め、同項第二号中「の帰還」の下に「及び移住等」を加え、「長が単独で、又は、特定市町村の長と福島県知事が共同して作成する帰還環境整備事業計画にあっては、へ」を「区域における事業にあっては、ト」に改め、同号中トをリとし、へをトとし、トの次に次のように加える。

チ　避難指示・解除区域において来訪及び滞在並びに地域間交流の促進を図るために行う事業、避難指示・解除区域へ移住しようとする者の就業を促進するための事業その他移住等の促進に資するための事業として復興庁令で定めるもの

第三十三条第二項第二号ホの次に次のように加える。

ヘ　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設の整備に関する事業

第三十三条第二項第五号中「の帰還」の下に「及び移住等」を加え、「帰還環境整備」を「帰還・移住等環境整備」に改める。

第三十三条の二の見出しを「（帰還・移住等環境整備推進法人による帰還・移住等環境整備事業計画の作成等の提案）」に改め、同条第一項中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に、「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画提案」に、「帰還環境整備事業計画」に改め、同条第二項中「帰還環境整備事業計画提案」を「帰還・移住等環境整備事業計画提案」に、「帰還環境整備事業計画の素案の内容は、福島復興再生基本方針」を「帰還・移住等環境整備事業計画の素案の内容は、認定福島復興再生計画（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、認定福島復興再生計画及び認定特定復興再生拠点区域復興再生計画）」に改める。

第三十三条の三の見出し中「帰還環境整備事業計画提案」を「帰還・移住等環境整備事業計画提案」に改め、同条中「帰還環境整備事業計画（」を「帰還・移住等環境整備事業計画（」に、「帰還環境整備事業計画の」を「帰還・移住等環境整備事業計画を」に改める。

第三十三条の四の見出しを「（帰還・移住等環境整備事業計画提案を踏まえた帰還・移住等環境整備事業計画の作成等をしない場合にとるべき措置）」に改め、同条中「帰還環境整備事業計画提案」を「帰還・移住等環境整備事業計画提案」に、「帰還環境整備事業計画の」を「帰還・移住等環境整備事業計画の」に、「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改める。

第三十四条の見出しを「（帰還・移住等環境整備交付金の交付等）」に改め、同条第一項中「次項において」を「以下」に、「同項の」を「次項の」に、「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に改め、「（同項」の下に「及び第三十五条の三第一項」を加え、「帰還環境整備交付金事業等」を「帰還・移住等環境整備交付金事業等」に改め、同条第二項中「帰還環境整備事業計画に係る帰還環境整備交付金事業等」を「帰還・移住等環境整備事業計画に係る帰還・移住等環境整備交付金事業等」に改め、同条第三項中「次項及び次条において「帰還環境整備交付金」を「以下「帰還・移住等環境整備交付金」に改め、同条第四項中「帰還環境整備交付金」を「帰還・移住等環境整備交付金」に改める。